

令和6年度「自治体法務検定（政策法務）受検コース」実施要領

1 目的

地方分権の進展により、これからの地方自治体には、地域の実情に応じた独自の施策や行政サービスの提供が不可欠である。

このため、テキスト等を利用した自主学習により政策法務に関する知識・考え方を学ぶとともに、「自治体法務検定（政策法務）」を受検することを通じて、政策法務能力の向上を図る。

2 対象者 希望する県及び市町等職員

3 定員 10名（県7名、市町等3名）

4 実施方法

(1) 学習方法は、自宅での自主学習による。

(2) 受講者は、次の日時に、愛媛県研修所において検定試験を受ける。

受検日：令和6年12月2日（月）

【受付 13:00～13:15、検定時間 13:30～15:30、終了予定 15:40頃】

月日 (曜)	13:00	13:20	13:30	15:30
12月 2日 (月)	受付 (13:00～13:15)	受検要領 の説明	検 定 (120分)	用紙 回収

(3) 1000点満点中500点以上に達した者を受講修了と認める。

5 実施場所(検定試験)

愛媛県研修所（松山市東野4丁目乙225 TEL:089-977-2122）

6 検定内容

自治体法務とは、立法法務の基礎、解釈運用法務の基礎、評価・争訟法務、自治体運営の基礎、住民自治の仕組み、情報公開と個人情報保護、公共政策と自治体法務

7 出題形式

4択マークシート方式 全70問 1000点満点

8 検定料

検定料（5,500円：変更の可能性あり）は県費負担とする。

9 旅費

- ・県職員の旅費は、一般の出張として取り扱うこと。
- ・市町職員の旅費は、所属市町の規定に基づき支給すること。

10 その他

- ・自治体法務検定の詳細は、下記ホームページをご覧ください。
<http://www.jichi-ken.com/>
- ・自主学習にあたってのテキストと過去問集を研修所から貸出できます。詳細は、受講決定者へお知らせします。
- ・自家用車を乗り入れる場合は、研修所正面玄関より奥側に駐車すること。